

【サステナブル調達ガイドライン】

I. 健全な企業経営

1. サステナブルな社会の実現を目指すことを経営方針として重視し、サステナビリティ推進のための体制を整備して、これに取り組むと共に、取引先に対してもサステナブルな調達の意義を周知し、サプライチェーン全体への浸透を図る。
2. 法令を遵守し、社会規範に従うとともに、公正で透明性の高い企業統治を行う。
3. 企業としての業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関する法令等の遵守、資産の保全を担保する管理体制や仕組みを構築する。
4. 災害発生時の重要業務や事業の継続あるいは早期復旧の体制を整える。
5. サプライチェーンの透明性を確保し、紛争鉱物の調達や犯罪等に関与しない。
6. 社会やステークホルダーに対して、透明性を確保し説明責任の求めに応じる。

Ⅱ．公正な企業活動

1. 各国の禁止法や競争法など、商取引に関する法令等を遵守し、企業倫理に基づいた公正な企業活動を行う。
2. 取引先との不適切な利益の授受等を防止するとともに、腐敗防止のための企業と公務員との間の健全な関係を維持する。
3. 反社会的勢力・団体との関係を排除する。
4. 第三者の知的財産（特許権、著作権、商標権など）を尊重し、侵害しない。
5. 重要なリスク情報を知った通報者の秘密及び保護が保障される内部通報制度の仕組みを構築する。
6. 個人情報を含む機密情報を適切に管理・保護するとともに、コンピューター・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じる。

Ⅲ．環境

1. 事業活動における環境関連の法的要求事項を遵守し、製品・サービスおよび製造工程において、法令等で指定された化学物質を管理する。
2. 土壌、大気および水の汚染について、関連する法令を遵守し、適正に対処する。
3. 省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、資源・エネルギーの有効活用を図る。
4. 温室効果ガス削減について、自主目標を設定し、削減に取り組む。
5. 廃棄物削減について、自主目標を設定し、削減に取り組む。
6. 水の使用を管理し、可能な限り使用量を削減するとともに、排水が直接自然環境に流出しないよう配慮する。
7. 生物の多様性保全と持続可能な利用に取り組む。
8. 環境保全や化学物質管理などグリーン調達に努める。

IV. 人権

1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重する。また、人種、国籍、性別、年齢、宗教、性的指向、性自認、障がい、妊娠、貧困、感染症、その他の差異に基づく差別を行わない。
2. 自らの事業活動を通じて直接的、間接的にかかわらず人権侵害の加担や助長に繋がる影響を及ぼさない。

V. 労働

1. ダイバーシティを尊重し、求人や雇用における差別をなくすとともに、従業員の育成と評価における機会均等と処遇における公平の実現に努める。
2. 従業員の人権を尊重し、虐待やいじめ、ハラスメント等の非人道的な扱いを禁止する。
3. 従業員に少なくとも法定最低賃金を支払うとともに、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当を公正に支払う。
4. 法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。
5. 全ての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。
6. 最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、また児童の発育を損なうような就労をさせない。
7. 労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段として従業員の団結権を尊重する。
8. 就労中に発生する事故や人体に有害な化学物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、安全な職場環境を確保する。また、従業員のワークライフバランスを尊重し、メンタルヘルスに配慮した対策を講じる。

Ⅵ. 品質・安全性

1. 製品・サービスを市場に提供する際に、品質及び安全性を確保する。
2. 製品・サービスに関する事故や不良品の流通が発生した場合、情報開示、所管当局へ連絡、製品回収等を行い、供給先への安全対策等の体制を整備する。

Ⅶ. 地域社会との共生

1. 事業活動を行う国・地域における文化や慣習を尊重し、地域社会の持続可能な発展に貢献する活動に努める。

以上